

新潟県企業局管理規程第2号

新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

新潟県企業管理者 榑 澤 尚

新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

新潟県企業局企業職員給与規程（昭和30年新潟県電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条 職員の給与は、次項から第5項まで及び第3条から第7条までに規定するもののほか、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）及び特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）並びに一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第4号）、<u>職員の育児休業等に関する条例（平成4年新潟県条例第4号）、職員の修学部分休業に関する条例（平成17年新潟県条例第8号）及び職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年新潟県条例第30号）</u>中給与に関する規定並びに職員の退職手当に関する条例（昭和37年新潟県条例第49号）並びにこれらに基づく人事委員会規則の例による。この場合において、一般職員給与条例第8条第1項及び第9条第1項中「あらかじめ人事委員会の承認を得た者」とあるのは「別に企業局長が定める者」と、一般職員給与条例第9条第3項中「任命権者は、第1項の規定にかかわらず人事委員会の承認を得て」とあるのは「企業局長は、第1項の規定にかかわらず」と、一般職員給与条例第38条の2及び一般職員給与条例の規定に基づく人事委員会規則中「法第55条の2第1項ただし書」とあるのは「地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書」と、職員の退職手当に関する条例第8条第4項中「（同法第55条の2第1項ただし書）とあるのは「（地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書）と読み替えるものとする。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>第3条 （略） 2・3 （略）</p>	<p>第2条 職員の給与は、次項から第5項まで及び第3条から第7条までに規定するもののほか、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）及び特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）並びに一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第4号）<u>及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年新潟県条例第4号）</u>中給与に関する規定並びに職員の退職手当に関する条例（昭和37年新潟県条例第49号）並びにこれらに基づく人事委員会規則の例による。この場合において、一般職員給与条例第8条第1項及び第9条第1項中「あらかじめ人事委員会の承認を得た者」とあるのは「別に企業局長が定める者」と、一般職員給与条例第9条第3項中「任命権者は、第1項の規定にかかわらず人事委員会の承認を得て」とあるのは「企業局長は、第1項の規定にかかわらず」と、一般職員給与条例第38条の2及び一般職員給与条例の規定に基づく人事委員会規則中「法第55条の2第1項ただし書」とあるのは「地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書」と、職員の退職手当に関する条例第8条第4項中「（同法第55条の2第1項ただし書）とあるのは「（地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書）と読み替えるものとする。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>第3条 （略） 2・3 （略） 4 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第</u></p>

4 法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める技能労務職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職員給与条例第7条第2項の規定の例によるものとする。この場合において、同項中「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは、「22万3,200円」とする。

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 前8項及び第4条から第7条までに定めるもののほか、技能労務職員の給与及び通勤に係る費用弁償については、普通職員のうち、行政職給料表適用職員の例による。

第4条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとし、支給を受ける者の範囲及び額は、別表第5のとおりとする。

(1)・(2) (略)

第6条 管理又は監督の職にある職員のうち一般職員給与条例第24条の2第1項の規定の例により管理職手当を支給する職員の職の範囲は、別表第6に掲げる職とする。

2～6 (略)

附 則

1・2 (略)

3 当分の間、技能労務職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第2項の規定により当該職員に属する職務の級並びに同条第5項及び第6項の規定により当該職員に受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

別表第5（第4条関係）

1 危険作業手当

1 (略)

2 前項の手当の額及び作業の区分は、次のとお

28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された技能労務職員の給料月額は、前3項の規定にかかわらず、22万3,200円とする。

5 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める技能労務職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職員給与条例第7条第3項の規定の例によるものとする。

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9

10 前9項及び第4条から第7条までに定めるもののほか、技能労務職員の給与及び通勤に係る費用弁償については、普通職員のうち、行政職給料表適用職員の例による。

第4条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとし、支給を受ける者の範囲及び額は、別表第5のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 年末年始勤務手当

第6条 管理又は監督の職にある職員のうち管理職手当を支給する職員の職の範囲は、別表第6に掲げる職とする。

2～6 (略)

附 則

1・2 (略)

別表第5（第4条関係）

1 危険作業手当

1 (略)

2 前項の手当の額及び作業の区分は、次のとお

<p>りとする。</p> <p>1号～7号 (略)</p> <p>8号 310円 ((5)については、1泊あたり800円。<u>(積雪等により陸路の通行ができない期間においては、1泊あたり970円。)</u>(6)については、1,000円)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 猿田ダム、胎内第一ダム又は胎内第二ダムを直接管理する業務 (2泊以上連泊した場合に限って支給する。)</p> <p>(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>りとする。</p> <p>1号～7号 (略)</p> <p>8号 310円 ((5)については、1泊あたり800円。(6)については、1,000円)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 猿田ダム、胎内第一ダム又は胎内第二ダムを直接管理する業務 (2泊以上連泊した場合に限って<u>支給することとし、年末年始勤務手当が支給される日については、支給しない。</u>)</p> <p>(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>年末年始勤務手当</u></p> <p>1 <u>年末年始勤務手当は、発電管理センターに勤務する技術員 (ダム管理業務に従事する者に限る。)</u>が12月31日から翌年1月3日までの間に<u>正規の勤務時間を割り振られ、3日以上連続して宿泊を伴う勤務をした場合に支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の手当の額は、勤務1泊につき4,900円とする。</u></p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(暫定再任用職員の給料月額)
- 2 新潟県企業局企業職員給与規程第3条に規定する職員(以下「技能労務職員」という。)に対する職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例(令和4年新潟県条例第31号)附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、一般職の職員の給与に関する条例第6条第3項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは「22万3,200円」と、同条第2項中「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「当該暫定再任用職員の1週間当たりの勤務時間を当該暫定再任用職員の1週間当たりの通常のと、同条第3項中「当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「22万3,200円に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常のと」とする。